

育児・介護休業法等の改正に伴う諸制度の整備について係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和6年（2024年）10月18日～12月16日 8回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の 主な主張	合意内容
1 趣旨	令和6年5月31日に改正育児・介護休業法が施行されたことに伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化を目的とし、本市における諸制度の整備を行う。	法改正に伴う改正ということの内容については了承した。 制度拡充ということで、毎回のことだが、周りの人が困らないよう、人の配置には配慮して欲しい。	市の提案どおりとする。 無給休暇の有給休暇への移行については、会計年度任用職員はそもそも勤務日数に差があるので難しいところではあるが、また、今後の検討課題とする。
2（1）子の看護休暇の改正	ア 名称変更 現行の「子の看護休暇」から名称を「子の看護等休暇」に変更する。 イ 取得事由の追加 取得事由に新たにインフルエンザや新型コロナウイルス感染症に伴う学級閉鎖、保育園や小学校の入学式、卒業式の参加について追加を行う。 ウ 雇用期間の制限の撤廃 会計年度任用職員について現行、引き続き雇用される期間が6か月以上でないと、取得できないところ、その要件を撤廃する。	会計年度任用職員の特別休暇（子の看護休暇等）の一部が無給休暇となっているが、有給休暇として取り扱えるように検討して欲しい。	今回、条例事項を中心に先行して協議したが、引き続き国から情報が入り次第、規則に定める育児・介護との両立支援制度について別途提示する。
2（2）育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除・時間外勤務又は深夜勤務の制限について	ア 対象 小学校就学前までの子及び要介護者を介護する職員 イ 内容 所定外労働の免除（残業免除）、時間外労働の制限（残業制限）1月24時間、1年150時間を超える時間外勤務の制限、深夜勤務（午後10時～翌午前5時）の制限を行う。		

	ウ 申請単位 1 回につき 1 月以上、1 年以内 (何回でも請求可能) 公務の正常な 運営を妨げる場合等を除き請求が あった場合は時間外(深夜)勤務を させてはならない。		
2(3) 介護 離職防止の ための個別 の制度周知・ 意向確認、雇 用環境整備 等の措置	使える制度の周知、研修の実施のほ か、子の看護休暇と同様、短期介護休 暇について現行、引き続き雇用される 期間が 6 か月未満の会計年度任用職 員についての除外規定を撤廃する。		
3 開始時期	令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日		